

総務課 ☎89-3330

◆物品・施設業務等競争入札(見積)参加資格審査申請当初受付のお知らせ
平成21・22年度に町が発注する物品購入・貸借・施設管理業務等の競争入札(見積を含む)に参加するには事前に登録が必要です。町と取引を希望される業者の方は、次の期間内に申請を行ってください。

●受付期間

平成20年12月15日(月)から
平成21年1月16日(金)まで

●受付場所

総務課及び各支所町民課

詳しくは、町ホームページに掲載しています。

保健課 ☎89-3366

◆第4回高齢者プラン策定委員会を開催しました

第4期高齢者プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)を策定するため、10月15日に委員会を開催しました。今回は、町の福祉施策等の現状整理と今後の方向性について協議し、現状の福祉施策等は原則として継続し、状況に応じて見直すことに決定しました。

また、住民の皆さんに福祉施策等の内容が十分にお伝えできていないため、来年2月以降に住民説明会を実施し、福祉施策等の周知を行うこととしました。次回は、12月中旬頃に開催し、介護保険給付費の動向等を踏まえた保険料算定を行う予定としています。

詳しくは、介護保険係までお問い合わせください。

企画課 ☎89-3332

◆12月4日～12月10日は人権週間です

『世界人権宣言60周年』育てよう一人一人の人権意識。『思いやりの心・かけがえない命を大切に』



期間中、各地区で特設人権相談所を開設します。

秘密は厳守しますので、悩みや困りごとを人権擁護委員にご相談ください。

開設日	場所
12月4日(木)	油木コミュニティセンター
12月5日(金)	神石老人福祉センター
12月8日(月)	豊松基幹集落センター 三和公民館

※開設時間はいずれの会場も10時～15時です。

福祉課 ☎89-3335

◆11月は児童虐待防止推進月間です「助けての小さなサイン 受け止めて」

言葉にできない子どもの悲鳴を『見ない』『聞かない』も虐待です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時は、迷わず連絡(通告)してください。連絡(通告)した人の秘密は法律で守られています。また、出産や子育てに悩んでいたら、相談してください。

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。

●連絡・相談先

福祉課 ☎0847・89・3335
福山こども家庭センター
☎084・951・2340



◆11月は「ねんきん2月間」です

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたの納める保険料が、高齢者世代の生活を支えています。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、万が一のときには、障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。保険料を納付期限までに納めなければ、このような年金給付を受けられないことがあります。あなたや家族が将来年金を受け取ることができるよう保険料は忘れずに納めましょう。納期限から2年間を経過すると保険料を納付することができなくなりますので、便利で確実な口座振替をご利用ください。

◆「振込み詐欺」にご注意ください

社会保険事務所職員を装い、現金自動預払機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振込み詐欺」の被害が全国的に発生しています。

社会保険庁（社会保険事務局及び社会保険事務所）では、「医療費の払い戻しや年金を増額するために手数料が必要」とご自宅を訪問したり、「医療費や年金保険料の払い戻しがあります。詳しくはフリーダイヤル（料金無料電話）へ電話してください」と電話をさせ、ご本人に金融機関やコンビニエンスストア等に出向かせ、ATMを操作して入金や出金をお願いすることはありません。また、ご家族の勤務先や基礎年金番号をお聞きすることもありません。

不信に思われる訪問者や電話の照会があった場合は、その場で対応せず相手の所属・名前・連絡先を確認いただき、社会保険事務所にお問い合わせください。

●お問い合わせ

広島社会保険事務局備後府中事務所

☎0847・41・7421

◆住民税の公的年金からの特別徴収（年金天引き）が始まります

平成21年10月支給分から公的年金等に係る住民税を年金から特別徴収（年金天引き）する制度がはじまります。

【対象者】 65歳以上の公的年金受給者（4月1日に老齢基礎年金等を受けている人）で当該年度の老齢基礎年金額が18万円以上である人が対象となります。

※ただし、介護保険料が特別徴収されていない場合、住民税の特別徴収の対象となりません。

【徴収の方法】 公的年金等に係る所得割額及び均等割額を年6回（開始年度は3回）の年金支給から天引きされます。

■平成21年の場合

	普通徴収（納付書もしくは口座引落）		特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

■平成22年から

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

ただし、給与所得に係る所得割額は給与から特別徴収、その他所得に係る所得割額は、普通徴収となります。よって、

◇年金所得+給与所得のある方

年金特別徴収 + 給与特別徴収

◇年金所得+営業所得等（農業、不動産所得など）のある方

年金特別徴収 + 普通徴収（納付書もしくは口座振替）

というように複数の方法で住民税を納めていただくことになります。

